

公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の自浄作用を高め、大学運営でのコンプライアンスへの取り組みを強化するために、法人の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）の違法若しくは著しく不当な行為又は不正な事柄に関する教職員等からの通報、相談を受け、法人の業務の是正、改善につなげるための内部通報・相談制度に関する事項を定める。

(コンプライアンスアドバイザー)

第2条 法人の法令順守への取り組みの強化のため、法人にコンプライアンスアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、外部の有識者から理事長が選任する。

(通報・相談)

第3条 教職員等は、法人における違法若しくは著しく不当な教職員等の行為又は不正な事柄について、監査室長又はアドバイザーに通報又は相談（以下「通報・相談」という。）をすることができる。

2 通報・相談は、書面、電話、電子メール又は面談により行うものとする。

（一部改正 平成21年達第69号、平成27年達第52号）

(通報の受理)

第3条の2 前条第1項の通報を受けた監査室長又はアドバイザーは、通報の内容を確認し、これを受理する。ただし、通報の内容が、明らかに個人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれがあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によるものと認められる場合は、これを受理しない。

（一部改正 平成21年達第69号、平成27年達第52号）

(調査)

第4条 監査室長は、前条の規定により受理した通報及び次項の規定によりアドバイザーから指示を受けた通報に係る調査を行う。この場合において、監査室長は、調査を終えた後、通報の内容、調査の結果及び必要と認める是正措置に係る意見を、アドバイザー並びに理事長、公立大学法人名古屋市立大

学業務方法書第4条第1項に規定する内部統制担当役員及び監事（以下「理事長等」という。）に報告する。

- 2 アドバイザーは、前条の規定により受理した通報について、自ら調査し、又は監査室長に調査を指示することができる。
- 3 前項の規定により、アドバイザーが自ら通報に係る調査を行った場合には、通報の内容、調査の結果及び必要な是正措置に係る意見を、監査室長に通知するとともに、理事長等に報告する。
- 4 監査室長は、第1項の調査結果及び必要と認める是正措置に係る意見を報告したときは、通報を行った者（以下「通報者」という。）へ通知し、又は前項の通知を受けたときは、通報者へ通知する。ただし、匿名による通報者及び連絡を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（一部改正 平成21年達第69号、平成27年達第52号、平成30年達第73号）

（協力義務）

第4条の2 教職員等及び部局等は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に積極的に協力しなければならない。

（一部改正 平成21年達第69号）

（是正措置等）

第5条 理事長は、第4条の規定による報告を受けたときは、必要と認める是正措置を行わなければならない。

- 2 理事長は、第4条の規定による報告を受けさらに必要と認めるときは、監査室長に対し、内部監査の実施を命じるものとする。
- 3 監事は、第4条の規定による報告を受けさらに必要と認めるときは、監事監査を行うものとする。
- 4 監査室長は、第4条の規定による調査又は通知により必要と認めるときは、内部監査を行うものとする。
- 5 監査室長は、理事長が第1項の是正措置を行ったときは、通報者に対し、是正措置の内容について通知するとともに、必要と認めた場合は、当該調査及び是正措置の内容について公表し、又は関係部局等に対して通知を行うものとする。ただし、匿名による通報者及び連絡を希望しない通報者に対しては、通知は行わない。

(一部改正 平成21年達第69号、平成27年達第52号)

(通報者等の保護)

第6条 正当な通報・相談をしたことを理由として、通報・相談を行った者に対していかなる不利益も与えてはならない。

2 通報・相談を行った者は、通報・相談を行ったことに起因して不利益な取扱いを受けた場合には、その旨を理事長に申し立てることができる。この場合における手続は、別に定める。

3 通報・相談に起因する業務に従事する者は、正当な通報・相談をした者が特定され得る情報を秘匿しなければならない。

(一部改正 平成21年達第69号)

(教職員等以外の者の通報)

第7条 アドバイザー及び監査室長は、教職員等以外の者による通報についても、教職員等による通報に準じて取り扱う。

(一部改正 平成27年達第52号、平成30年達第73号)

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第69号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第73号)

この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。